

官報

号外 昭和二十五年三月十一日

第七回 参議院會議録第二十六号

昭和二十五年三月十日(金曜日)午前十時五十四分開議

議事日程 第二十四号

昭和二十五年三月十日

午前十時開議

第一 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第二 帝國石油株式会社法を廃止する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第六 日本国憲法第八條の規定による議決案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第七 恩給法の改正ならびに恩給支拂促進に關する請願 (委員長報告)

第八 恩給法臨時特例改正に關する請願(十三件) (委員長報告)

第九 恩給一時金即時支給に關する請願 (委員長報告)

第十 傷い者の恩給増額等に關する請願 (委員長報告)

第十一 恩給法臨時特例改正に關する陳情 (委員長報告)

○副議長(松嶋喜作君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨八日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

政府職員の新給與突施に關する法律の一部を改正する法律案 (人事委員会に付託)

輸出信用保険法案 (通商産業委員会に付託)

輸出信用保険特別会計法案 (大蔵委員会に付託)

保險業法の一部を改正する法律案 (大蔵委員会に付託)

食糧管理法の一部を改正する法律案 (農林委員会に付託)

水陸業務法案 (運輸委員会に付託)

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

海外移住組合法の廃止に關する法律案

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没收された場合の措置に關する法律案

榮業土法の一部を改正する法律案

性病予防法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

同日本院において採択することを議決した農会津給養関係農産物補助に關する請願外三十二件の請願及び木屋川ダム建設工事再開に關する陳情外十一件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

予算委員 淺岡 信夫君

同日議長において、常任委員の補欠を

左の通り指名した。

予算委員 島津 忠彦君

同日議院運営委員会において當選した理事は左の通りである

理事 中川以良君(小林英三君の補欠)

昨九日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

日本勸業銀行法等を廃止する法律案

銀行等の債券発行等に關する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律案

通商産業委員会に付託

教育委員会法の一部を改正する法律案

文部委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを通商産業委員会に付託した。

小型自動車競走法案(栗山長次郎君外四十一名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

文部省設置法の一部を改正する法律案

案可決報告書

日本国憲法第八條の規定による議決案可決報告書

帝國石油株式会社法を廃止する法律案可決報告書

証券取引法の一部を改正する法律案可決報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めの件議決報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めの件議決報告書

同日議長において、常任委員の補欠を

予算委員 淺岡 信夫君

同日議長において、常任委員の補欠を

予算委員 淺岡 信夫君

に關し承認を求めの件議決報告書

國民金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員会請願審査報告書第一号

内閣委員会請願特別報告第一号

内閣委員会陳情審査報告書第一号

内閣委員会陳情特別報告第一号

○副議長(松嶋喜作君) これより會議を開きます。

この際お語りいただきたいことがございます。通商産業委員長より、中小企業の実態を实地調査するため、宮城県、福島県及び山形県に境野清雄君を三月十一日より五日間の日程を以て派遣したい旨の申出がございまして、委員長申出の通り境野清雄君を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。

○副議長(松嶋喜作君) 日程第一、麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

〔審査報告書は都合により第三十一号末尾に掲載〕

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十五年二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

官報号外 昭和二十五年三月十一日 参議院會議録第二十六号

議長の報告 會議 实地調査のため議員派遣の件

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

三三三

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律

第一條 麻薬取締法(昭和二十三年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條及び第四十一條中「業務所在地を管轄する都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第四十八條第二項、第四十九條及び第五十二條第一項中「又は都道府県知事」を削る。

第五十二條及び第五十九條第一項第七号中「又は吏員」を削る。

第五十二條の二を次のように改める。

第五十二條の二 厚生省に二百五十名以内の麻薬取締官を置き、各都道府県にこれを駐在させる。

2 麻薬取締官の駐在する位置及び都道府県ごとの員数は、厚生大臣がこれを定める。

3 麻薬取締官は、厚生大臣の指揮監督を受けて、この法律及び大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)にもとづく立入、検査、収去その他これらの法律の実施に関する事項を掌り、且つ、麻薬若しくは大麻に関する罪及び刑法(明治四十年法律第四十五号)第十四章に定める罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察員として職務を行うものとする。

4 麻薬取締官は、その駐在する

都道府県の区域外においても、その職務を行うことができる。

5 麻薬取締官は、職務の執行にあたり、小型武器を携帯することができ、

第五十三條中「麻薬取締官」を「麻薬取締官」に改める。

第二條 大麻取締法の一部を次のように改正する。

第十九條及び第二十一條第一項中「又は都道府県知事」を削る。

第二十一條中「又は吏員」を削る。

附則 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四十九号中「麻薬取締官」を「麻薬取締官」に改める。

〔塚本重蔵君登壇、拍手〕

○塚本重蔵君 只今議題となりました麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず本改正案の提出の理由及びその概要を申し上げます。麻薬取締法及び大麻取締法は第二回国会におきまして制定を見た法律であります。その後第三回国会におきまして、麻薬に関する犯罪捜査の機関といたしまして麻薬統制主事の中から麻薬取締官を指名し、その権限を昭和二十四年一月一日を以て施行される刑事訴訟法の改正に対応するように改正いたしましたのでありま

す。即ち現在麻薬及び大麻の取締は、各都道府県の吏員の中から厚生大臣が任命いたしました麻薬取締官に司法警察権を與へまして、これが取締を行なっておりますが、これが法律の欠陥といたしましては、身分関係は都道府県知事に属しており、捜査の指揮の権限は厚生大臣に属してありますために、国の一貫した行政、即ち官吏をしてこの麻薬取締行政を行わせ、麻薬取締に完璧を期するのであります。以上本改正案の概要を申し上げます。

本委員会におきましては、改正の内容は以上申し上げますと極めて簡單ではあります。麻薬によりする犯罪の増進する現状に鑑みまして、本法案の審査は二月十五日及び三月七日の両日に亘りまして極めて熱心に且つ慎重に審議を行なつたのであります。その間におきまして政府委員との間に行われまして質疑応答のうちに主なるもの二三を御紹介申し上げます。

従来の制度実施に當つて麻薬及び大麻の取締に如何なる困難があつたのかとの質問に對しまして、従来は身分関係と命令系統が一致しなかつたために、犯罪が他府県に跨がる場合、そういう場合に若干の困難があつたが、今回の改正によりましてこれらを一致させ、国の一貫した取締行政を行うことになつたのである。尙この点につきましては、各府ともこの機関をして行わしめておきます。將來国際関係の復活の場合の体制を整へる必要からこの改正を行わんとするものである

との答弁がありました。又国の一貫した官吏をして麻薬取締行政を行う場合、府県の総合行政との関係如何との質問に對しまして、麻薬取締行政は特殊の行政であり、普通の地方行政とは趣きを異にしており、尙、取締官に對する監督は専任者を定めてこれに當らせる方針である、実際上は取締官も漸次習熟して来ておきますから、別段問題は起らないと思ふとの答弁がありました。又最近麻薬犯罪が増進しているのはどういふわけであるかとの質問に對しまして、犯罪が増えたのは、主として麻薬の密輸入が増加したのと麻薬取締官の熟練によりまして摘発の件数が多くなつたためであるとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、討論に入りまして、石原委員より、今回の改正の趣旨には大體賛成であるが、ただ今後本法を實施する上において、この運営に當つて都道府県の総合行政と、こういう特殊行政との間が円滑に関連が持てるように十分係官を指導教養して行くべきことを希望するとの意見がありました。又藤森委員よりは、この法案に賛成するが、この法案によつて麻薬取締官の職務権限が非常に強化されることになるので、麻薬関係の犯罪を防止するといふような善良な取締官を養成することに特に留意して貰いたい、徒らに摘発主義で犯罪を殖やすような行政措置は遺憾であるから、政府としてはかかる弊害のなきやうに運営上十分注意されるよう希望して本案に賛成する旨の討論がありました。かくて討論を終り、採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(総員起立)

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松嶋喜作君) この際、日程第二、帝國石油株式會社法を廢止する法律案(内閣提出)、日程第三、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、電氣試験所熊本支所設置に關し承認を求めるとの件、日程第四、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めるとの件(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。先ず委員長報告を求めます。通商産業委員長高橋啓君。

〔審査報告書は都台により第三十一号末尾に掲載〕

帝國石油株式會社法を廢止する法律案

右 國會に提出する。

昭和二十五年二月十日

内閣總理大臣 吉田 茂

帝國石油株式會社法を廢止する法律案

帝國石油株式會社法を廢止する法律案

帝國石油株式会社法（昭和十六年法律第七十三号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。但し、帝國石油株式会社法第二十九條の規定の廃止に係る規定は、帝國石油株式会社法の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による各事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税であつて昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度に係るものから適用し、附則第二項から第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 帝國石油株式会社法が、この法律の施行の日以前において、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三條の規定による株式会社の決議により、商法に適合してない事項を同法に適合させるため必要な定款の変更の決議をし、主務大臣の認可を受けたときは、その時以後帝國石油株式会社法及び経済関係則則ノ整備ニ関スル法律（昭和十九年法律第四号）は、適用されないものとする。

3 前項の規定により、帝國石油株式会社法及び経済関係則則ノ整備ニ関スル法律が適用されなくなつた際現に発行されている帝國石油債券及びその時までにした行為に對する罰則の適用についてはなお従前の例による。

4 帝國石油株式会社の法人税法による各事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税であつて昭和二十五年三月三十一日以前に終

了する事業年度に係るものに関する帝國石油株式会社法第二十九條の規定の適用については、なお従前の例による。

5 経済関係則則ノ整備ニ関スル法律の一部を次のように改正する。別表乙号中第十号を次のように改める。

十 削除
6 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第六條第一項第十一号中「帝國石油債券、」を削る。

〔審査報告書は都合により第三十一号末尾に掲載〕
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めらるるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月七日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武殿
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めらるるの件

電気試験所熊本支所に処理するため、電気試験所熊本支所を熊本市に設置するを生じたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十六條第四項の規定による国会の承認を求めらるるの件

〔審査報告書は都合により第三十一号末尾に掲載〕
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めらるるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月七日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武殿
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めらるるの件

輸出検査の品目及び枚数の増加に伴い、通商産業省設置法第二十一條により、別表上欄に掲げる検査所を当該下欄に掲げる位置に設置する必要を生じたので、これらの設置に關して地方自治法第五十六條第四項の規定による国会の承認を求めらるるの件

名 稱	位 置
東京日用品検査所 名古屋支所	名古屋市
大阪日用品検査所 福岡支所	福岡市

〔高橋啓君登壇、拍手〕
○高橋啓君 只今議題となりました帝國石油株式会社法を廃止する法律案の当委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。
同法の意図するところは、すでに第

六国会において帝國石油株式会社法の一部を改正する法律案審議の際に、同社が企業再建準備法により再建整備は完了しておるのであるが、集排法に基き措置を終了してないが、それが終了次第同社の廃止を予定しておつたのであります。かくするうちに、同社は本年二月保有株式の処分等、集排法に基き諸般の措置が終りましたので、従来よりの特殊会社としての性格を変更し、商法に適合する会社としての性格を付與するために、帝國石油株式会社法は廃止し、同社をして商法に適合してない事項を同法に適合させるため必要な定款の変更の決議をするよう規定したものであります。以上が同法案提案の理由及び内容であります。

次に委員会における質疑応答について申し上げますが、詳細は速記録に譲ることにして、質疑の要点を簡単に申し上げますと、第一に、採油事業のごとき膨大な資本を要し、国家公益に資する事業については、国家公益に資する事業に對しては、國家が相當の保護を與へるべきではないか。第二点といたしましては、輸入原油との競争に對する政府の對策如何等であり、これに對して政府からそれ／＼答弁がございました。その他活潑な質疑応答がございました上に、慎重なる審議の末、討論に入りましたところ、下條委員より、石油事業は民間企業でなく國營とすべきで、民營とするにしても、政府が現在考えている保護政策では満足できないと

し、又兼岩委員よりは、原則として石油事業は國營にすべきであり、現在のところ政府及び政治情勢では外國資本に利用される公算が大であるとのそれぞれ反對意見が開陳せられました。かくて採決いたしました結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。

次に、只今上程されました地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めらるるの件及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めらるるの件、右二件について通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず電気試験所熊本支所設置に關し承認を求めらるるの件と申します内容は、九州地方の電気計器の検査業務を実施する電気試験所支所が福岡市にのみあるだけなので、最近著しく増加した要検査個数を処理することが不可能でありますから、電気計器の分布状況より勘案して、南九州地方の中心地である熊本支所に支所を設置することを規定したものであります。次に日用品検査所の支所設置に關し承認を求めらるるの件、この内容を申し上げますと、日用品検査所は、輸出品取締法に基き、我が國輸出貨物の海外における声価の向上を図るために日用品雑貨の輸出に際しての検査実施機関として設置され、その検査を実施しておるのでありますが、この検査は生産地で行うことになつておる關係上、今回特に遠隔地に對しての出張検査の不便を避け、検査業務の能率的遂行を期し、且つ輸出品検査品目の増加に對処するため、東京日用品検査所の支所を名古屋市に、大阪日用品検査所の支所を福岡市にそれ／＼設置し

本に利用される公算が大であるとのそれぞれ反對意見が開陳せられました。かくて採決いたしました結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。

本委員会はこの案について二回委員
会を開きました。そして慎重審議の結
果、昨日全会一致を以て可決すべき
のと議決したのであります。

この法律案の理由及び内容に
ついて簡単に申し上げます。文部省の現
在の機構は昨年の六月から発足をいた
しまして、まだ一年も経過しないので
あります。その後の情勢に際しては、
二つの改革をすることが必要となつた
のであります。その二つと申しますのは、
第一に、政府全体の方針からいたしま
して各種の審議会の整理統合を行つ
たいと申すのであります。その方針に
基きまして、文部省におきましては
二十四の審議会を十八に整理統合す
るといふことが一つであります。第
二には文部省教育施設部出張所を廃止
する。この二つであります。そこで本
案の内容は法律案について申し上げます
のであります。簡単にこれを述べま
して申上げます。

第一に審議会等の整理統合につ
きましては、職業教育及び職業指導審
議会を教育課程審議会に統合いたしま
すこと、次に教職員養成審議会と教員
検定審議会をばこれを整理統合いたしま
して、教育職員免許等審議会といたす
のであります。それから更に青少年教
育審議会と労働者教育審議会をば社会
教育審議会に統合いたします。尚、国
語審議会とローマ字調査審議会をば統
合いたしました。国語審議会といたすの
であります。それから、教科用図書審
議会と教科用図書検査調査会をば教科
用図書検定調査審議会とするのであり
ます。この五項目に亘つておるのが審
議会等の整理統合であります。かよう

にいたしました以上、その運営はど
うなるかと申しますれば、元来これらの
審議会等は相当な仕事をして来た実績
を持つておりますが、併しこの整理
統合をいたしましたも尚従来のごとく
その機能を十分に發揮させるために、
例えば分科審議会を置くとか等のこと
をやりまして、そして運営を十分に
いたすという当局の言明であります。

第二の改正であります。即ち文部
省教育施設部の廃止につきましては、
明治三十三年以来、全国の主要国立学
校に大臣官房建築課の出張所を設け
て、そして、それは国立学校の建築
工事の設計或いは現場監督等の管轄関
係の仕事をして参つたのであります。
ところが終戦後に、臨時物資調整
法に基きまして物資関係の仕事が激増
したのであります。これをば先に
設置してあります建築関係の仕事
とこの仕事とを統合して、一元的に処
理せしむるために、昭和二十二年の六
月に文部省教育施設部出張所を設置し
たのであります。その数は全国に八つ
あるのであります。それを昨年の六月
文部省の職制を改められたときに、文
部省教育施設部出張所と改称いたしま
して、その出張所には建築課と施設課
を置いたのであります。ところがその
以後物資関係の仕事は段々減少して参
りましたから、その結果といたしまし
て、この施設部出張所を廃止すること
にするのであります。この出張所を廃
止します結果、物資関係の仕事につ
いてはもうこれはなくなつてしまいま
すが、国立学校等の管轄事務につ
きましては、これはどうしても続けて行
かなければならぬのであります。

ならず、まだ相当仕事が多いというこ
とであります。それらのことを
ば全国の主要国立大学敷地に技術
職員を配して建築工事の仕事を担当
せしむるということでありまして、
この二つの改正につきましては、定
員及び経費の上にもどういふ影響がある
かというのを問ひ合せましたところ
が、定員はこの審議会関係につきま
しては増減なし。教育施設部出張所の
廃止におきましては、現在百五十一人
ありますが、建築関係の九十人はこの
まま残つて、施設関係の六十一人が整
理せられるということになるというの
であります。そして、その九十人の
建築関係の者はそれ八つ八つの地区の
国立大学に配置するということにする
という説明がありました。経費の関係
におきましては、審議会関係におきま
しては大体三百万円程度の減少であ
り、出張所廃止については人員費と物
件費とを合せまして凡そ八百万円程度
の節減になるという趣きであります。
施行期日は本年の四月一日とするとい
う要領であります。

かような内容につきまして、いろ
いろ質疑応答をいたしました。極く
大要を申し上げます。各種審議会関係に
おきまして、その審議会の事業及びそ
の審議会の活動状況如何、或いはこの
審議会を今後整理統合いたしました
も、その機能を十分に發揮させる方法
はどうかという点につきましては、
この質問、これに對しましては、当局か
ら資料を提出して十分な説明をいたし
たのであります。更に青年の職業教育
に關して、或いは又通信教育に關して
審議会の仕事はどうなつておるかとい

うような点についても質問がありまし
た。

次に、教育施設部出張所廃止関係の
事務につきましての質問をいたしました
は、施設部の出張所を廃止する結
果、この施設関係の職員六十一人の整
理を行う方法はどうかおるかとい
うことでありまして、これは大体今年
の一月二十日以降、欠員を補充せず
に、現在若干の欠員がある。その他
の者は成るべく各大学或いは地方庁の
職員として採用して、或る時期にお
いてこれを消化し盡す見込であるとい
うことでありまして、次に技術職員九十
人をば管轄関係者として全国の主要
国立大学へ分けて派遣するということ
であるが、これはどういふ取扱にする
のか、即ち長期出張等の取扱による場
合には、手当であるとか旅費である
かといふものは相当増大してしまふ
虞れがあるではないか。

〔副議長退席、議長着席〕
又長期出張という方式は、その
駐在している大学についてはよろし
いが、大学以外の場所における事務
を遂行する上に支障がないであらうかとい
うような質問がありました。これに對
して当局は、当該大学へ在勤を命ず
るといふ命令を出して、そして出張
の旅費等の増加することを防ぐつもり
である、それから職務上の権限につ
いては本省の命令を以てこれを明確に
する、それから勤務上の区署につ
いては、当該大学の事務局長の管下
に置いてこれを行なつて行くこと
であります。それから人員の整理はど
うするかと言へば、これは別に国家行政
機関の定員法の改正によつてこれが更

に審議を仰ぐ、こういうことでありま
す。更にこの施設部出張所を廃止して、
そして致個の大学に技術官を派遣
するといふ方法と、明治三十三年に
きて実行したように、官房の建築課
出張所のごときものとしてこれを置く
といふことと、どちらがよろしいのか
という質問もありました。これ
に對しまして、この整理は一般行政整
理の方針に基いて実行するのである、
而してかようにいたしましたも少しも
事務の進行には差支ない、こういう
ことでありまして、

大体かような質疑応答を經まして、
直ちに採決に入るの動議が成立いた
しまして、討論を省きまして、全会一致
を以て可決すべきものと議決いたした
次第であります。

次に日本国憲法第八條の規定による
議決案、これの御報告を申し上げます。
この議決案につきましては、予備審査と
共に二回の委員会を開きまして慎重審
議の結果、昨日全会一致を以て可決す
べきものと議決いたしました次第であ
ります。

提案の理由につきましては、皇室經
済法第二條の規定によりますれば、天
皇その他内廷に在る皇族が一年内に
なされる賜與又は譲受の財産の価額が
百二十万円に達したる後は、すべて国会
の議決を要するということになつて
おります。それでこの議決案の内容を
見ますと、天皇その他の内廷に在る
皇族は、皇室經濟法施行法の第五條に
規定するものの外、見舞及び獎勵のた
めに、昭和二十五年四月から二十六年
三月末日までの間に二百五十万円を
超えない範囲内で賜與することができ

るものとあります。これは別に国家行政
機関の定員法の改正によつてこれが更

に審議を仰ぐ、こういうことでありま
す。更にこの施設部出張所を廃止して、
そして致個の大学に技術官を派遣
するといふ方法と、明治三十三年に
きて実行したように、官房の建築課
出張所のごときものとしてこれを置く
といふことと、どちらがよろしいのか
という質問もありました。これ
に對しまして、この整理は一般行政整
理の方針に基いて実行するのである、
而してかようにいたしましたも少しも
事務の進行には差支ない、こういう
ことでありまして、

るといふのであります。即ち昭和二十五年におきまして二百五十万円を超えない範囲内で賜與の出来ることを憲法第八條の規定によつて議決を求めめるの意味であります。政府の説明によりますれば、天皇及び内廷に在る皇族が特に災害の場合の罹災者に対するお見舞とか或いは各種の御奨励等のためになされる賜與の金額は、一ヶ年に大体二百五十万円程度であると認められる。そうしてこの額につきましては、災害の程度必要に応じて国会の議決を経るという事は、これは事実上困難な事とであるし、そうしてこの目的もすでに限定せられておられるから、この際、例年のごとく予め額を限定いたしまして一括して議決を求めるといふことを申述べておるのであります。その金額二百五十万円につきましては、前年二百五十万円でありましたからこれと同額にするという意味であります。

本件につきまして質疑応答の内容を申し上げますと、第一には、昭和二十四年度における賜與の種類並びに賜與の金額の標準はどうかということであり、これに對しまして、種類は、災害の救恤のお見舞、學術振興、発明の御奨励、社会事業、衛生予防事業等に対する賜與というよきな種類である。そうしてその取扱いは方につきましては最も公正な方法と取りまして、金額につきましても多からず少からず適当な額にしておつたという説明であります。それから第二には、貨幣価値の変動の甚だしい今日の状況において、二百五十万円の総額はこれに適當であるかどうかという質問であ

ります。これにつきましては、昨年の後半期以来、大体貨幣価値が大きな変動がなくなつて来たのであるから、前年度の実績に徴しまして二百五十万円を以て差支ないという意味であり、但し昭和二十三年の議決額は百八十万円でありました。それを二十四年度に二百五十万円といたしましたのは、この貨幣価値の変動に基いて増額したということであり、それから第三には、年々国会の議決額を二百五十万円程度を適當とするならば、皇室経済法施行法第五條の金額の百二十万円に、この二百五十万円を加えて議決してしまつたらどうかというやうな法律を改正したならばどうかというやうな御質疑もあつたのであります。併し「簡單々々」と呼ぶ者あり、この二つの金額は大体性質も異なるのであるから、これを別にする方が望ましい、こういう説明であります。

かようにいたしました質疑応答を終りまして、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。このことを報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先づ文部省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に日本国憲法第八條の規定による議決案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔栗山良夫君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 栗山良夫君。

○栗山良夫君 本員は、この際、電産争議とゼネスト問題に関する緊急質問をすることを動機を提出いたします。

○鈴木直人君 只今の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 栗山君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。栗山良夫君。

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 私はこれから電産争議とゼネスト問題につきまして、緊急な要点について質問をいたしたいと存じます。

去る六日、増田官房長官が新聞記者団との会見におきまして、「重要産業のストライキは単産のストライキと雖もこれをゼネストとみなして、マツカーサー元帥の二月一日ゼネスト禁止命令違反として取締る」ということを言明せられました。この言明に對しまして、昨日吉田首相は衆議院の予算委員におきまして特に発言を求められ、長官の言明と全く同意見であるといふことを述べられております。従いましてこの言明こそ吉田内閣の卒直な労働政策に対する意思表示であると認めなければなりません。この言明を一旦見いたしますと、ゼネストという、遅れた日本の国民に對しまして一種の

恐怖感を与えるやうな言葉を使ひ、労働組合の内部を撻乱し、動搖を興へ、又一般国民の電産争議に対する悪感情を誘発せしめんとするところの考えである、即ち政府の電産争議のスト破りであると言わなければならぬ極めて重要な発言であると私は考へるのであります。

現在電産の労組が、組合員の生活権を確保するために純経済要求の貫徹のために、極めて合法的に展開したており、関係の国内法の枠を超えて、労働関係の国内法の枠を超えて、明白に国民を納得せしめ得るやうな理由を欠きましてこれを弾圧せんとしております。これは、日本の合法的労働運動の発展を阻害し、且つ労働意欲の向上を前提として電力事業の再建に微力を盡さんとする電産労働者の愛国的熱情を冷却し、且つこれを蹂躪せんとするものであると言わなければなりません。従つて私は緊急質問の要点を申し上げます。只今行われておりますところの電産争議の真相につきまして、その合法性につきまして先づ一言いたしたいと思ふのであります。

御承知の通りに、今次電産争議は、昨年の五月電産の全国大会におきまして決定いたしました賃金ベース改正の純経済的要求貫徹の争議でありまして、全くこれ以外に他意はないのであります。電産労組は五月の全国大会のこの決定に基きまして賃金ベース変更の交渉を経営者団と行なつておりましたが、遂に問題が落着いたしませんでした。昨年十一月十日遂に中央労働委員会に提訴いたしましたのであります。労働関係調整法第十八條によりまして提

訴をいたしましたのであります。こういう道順を経て、極めて合法的に、電産労働組合は昨年十二月十日に労働関係調整法の第三十七條によりまして争議権を獲得いたしましたのであります。電産は一応調停案が中央労働委員会から発表せられるまで、態度を広く持ちまして、去る二月七日調停案が労資双方に提示せらるるまで、争議のための争議を行つておりました。この争議は、静穩にその推移を見守つて来たのであります。然るに去る三月三日電産事業経営者が中央労働委員会の調停案を全面的に拒否するに及びまして、遂に問題が悪化して参つたのであります。又今次争議解決のために実力行使を決定いたしました去る二月下旬の電産の中央執行委員会におきましては、その活動方針の決定に当り、左右両派が鋭く対立をいたしました。共産党系約三十名が退場したことは公知の事実であります。退場の諸君は各地区で自由実力行使を断行したいといふことを強く主張し、右派の諸君は、このよきな実力行使は地域人民闘争となり、労働組合の活動の枠を越えて、政治闘争へ発展する虞れがあるとして、これを強く排斥いたしました。遂に電産労組としましては、全国的に強い規律と統制力の下に、中央が指導をいたしまして実力行使を行うことに決定をせられたるやに聞いております。これこそ民主精神に完全に則る争議行為であると断じなければなりません。又公益事業関係の労働組合といたしまして、その実力行使に對しましては労働関係調整法によつて幾多の制約を受けておるにも

訴をいたしましたのであります。こういう道順を経て、極めて合法的に、電産労働組合は昨年十二月十日に労働関係調整法の第三十七條によりまして争議権を獲得いたしましたのであります。電産は一応調停案が中央労働委員会から発表せられるまで、態度を広く持ちまして、去る二月七日調停案が労資双方に提示せらるるまで、争議のための争議を行つておりました。この争議は、静穩にその推移を見守つて来たのであります。然るに去る三月三日電産事業経営者が中央労働委員会の調停案を全面的に拒否するに及びまして、遂に問題が悪化して参つたのであります。又今次争議解決のために実力行使を決定いたしました去る二月下旬の電産の中央執行委員会におきましては、その活動方針の決定に当り、左右両派が鋭く対立をいたしました。共産党系約三十名が退場したことは公知の事実であります。退場の諸君は各地区で自由実力行使を断行したいといふことを強く主張し、右派の諸君は、このよきな実力行使は地域人民闘争となり、労働組合の活動の枠を越えて、政治闘争へ発展する虞れがあるとして、これを強く排斥いたしました。遂に電産労組としましては、全国的に強い規律と統制力の下に、中央が指導をいたしまして実力行使を行うことに決定をせられたるやに聞いております。これこそ民主精神に完全に則る争議行為であると断じなければなりません。又公益事業関係の労働組合といたしまして、その実力行使に對しましては労働関係調整法によつて幾多の制約を受けておるにも

拘わらず、労働法に完全に従つて、極めて合法的にその活動を展開いたしておるのであります。このような合法的電産の争議に對しては、政府のとりんとし、同業をセネストと稱するに依りまして、政府みずからが労働法の枠を越えた非合法的労働行政を行わんとするものであります。従つて私はこの争議の取締を行うということにつきまして何としても理解に苦しむのであります。私は首相及び閣僚大臣の見解を天下に表明せられるために質問をいたしたのであります。特に鈴木労働大臣にお願いをして置きます。私が首相以下閣僚大臣に質問いたしました点につきましては、重ねて労働行政の担当大臣として、各項に亘つてその所信を披瀝して頂きたいのであります。

吉田内閣が労働者の全面的な反対を退けまして成立せましたところの労働関係調整法の中で、争議行為を次のように定義をいたしております。「同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行つた行為及びこれに對抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ」と謳つておるのであります。この定義は公益事業関係の労働者におきましても何ら制限されてないのであります。そしてこの労働法第七條で定義してありますところの同盟罷業即ちストライキこそ、現在の日本国内法における最も強い争議行為であることは申すまでもございませぬ。これこそ単一組合のストライキなのであります。従つて政府は

現労働組合法又は労働関係調整法その他国内法を以ては、電産争議の取締はできない筈であります。現国内法としての労働関係調整法の全面的な改正を行わないで取締を強行せんとするならば、それこそ先程私が申し上げましたように、政府みずからが非合法的労働行政を行うものであると断ぜざるを得ないのであります。そこで政府はこの増田長官の言明に即座するよう労働関係調整法の改正をせられる意図があるかどうか。又若しそれをせられないといたしますならば、如何なる法規に基いてこれをせられようとしておるか。それを先ず伺いたしたのであります。国内労働関係法の改正なくしてその争議を禁止し得るものは占領軍当局のみであります。即ち占領軍当局は、労働組合に對する極東十六原則の第五項によりまして、「ストライキその他の作業停止は、占領軍当局が占領目的乃至必要に直接不利益をもたらすと考えたときのみ禁止せられる」と明言しております。この例は有名な二十二年二月一日のゼネラル・ストライキに對するマツカール・元帥の禁止命令がこれでありませぬ。而もこの禁止命令は、その主文の冒頭におきまして、「連合軍最高司令官としての余に與へられた権限に基き、ゼネスト遂行の目的のために連合した諸労働組合の指導者」を重ねて申します。「連合した諸労働組合の指導者」に對し、余は、現在の日本の困難した事態において、かくも恐るべき社会的武器の行使を許さない旨の通告、同時にかかる行動をこれ以上進行させることを中止させるよう指令した」と述べられておることか

ら判断いたしましたとしても、一單位のストライキをセネストとみなすがごときことは誠に過ちであることは明白であります。現に今次電産争議に關する増田長官の言明に對しては、エーミス労働局長は、「増田長官が如何なる根拠でそのような言明をされたかは知らない。單産ストに對してマツカール・元帥の二・一ストにおける禁止命令を提出することは好ましくない。」という工合に増田長官の言明をきめてつけておられるのであります。吉田首相は、増田長官の言明のごとくに、電産の合法的単一組合のストライキをセネストと稱して、占領政策違反の行為であると断定せられるのかどうか。若しこのような合法的争議に對しては國家権力を以て法律を曲げて強行せんとするならば、政府みずからが先程からも繰返して申し上げておられますように労働行政を曲げて行くことを意味するものでありませぬ。従つて私は吉田首相に明白に伺いたい点は、増田長官の言明を取消されて電産争議の合法性を確保せられるか、或いは政府のとりんとしおる今度の電産争議取締の措置は、非合法的労働行政であると確認せられるか、この二つよりよいと思ひますので、明白にお答えを願ひたいと思つておられます。

次に増田長官に伺います。今次電産争議をセネスト云々と言われませぬけれども、電産争議は飽くまでも労働関係の諸法規によりまして経済的要求貫徹のための同盟罷業、即ちストライキであります。日本の労働関係法には、ゼネラル・ストライキに關する何らの定義も又その処置も明らかにしていないのであります。私は如何なる理由を以てゼネストと判定するのか、具体的にその理由をお聞かせ願ひたいのであります。又長官は電産争議の成行きを見て断を下すと聲明しておられますけれども、併しながら電産においては、法規に明らかでないことなので、現に行ひ又行わんとおることとは、すべて合法運動として固く信じておるようでありませぬから、断圧することが目的である、即ち組合員を牢獄へ放り込むことが目的であるならば別でありませぬが、争議の円満解決、事態の悪化を防止する熱意があらざるならば、具体的に法規に基く理由を、こういうストライキをやればこういう断圧をするといふことを、天下に公表せられませぬ、大義名分の立つ方途を講ぜらるべきであらうと思つておられます。さもなければ徒らに社会混乱を政府みずから誘致するものであると言われなければなりません。電産の過去において行なつたストライキにおいても、多種多様の方法によつて実行されましたから、これらの実績から、具体的に、政府が断圧の對象とせんとおるところの争議の内容を明示せられたいことを要求するものであります。

次に通産大臣に質問をいたします。現政府は争議の解決に對する具体的な熱意が乏しいと言われなければなりません。このために、田満にして且つ短期に收拾し得る争議を徒らに長引かせ、事態を紛糾させておられますことは極めて遺憾であります。このたびの電産の争議も、会社側が調停案を全面的に拒否したことから発端しておるのでありまして、政府並びに政府の強い統制

下にある電氣事業経営者の嚴重なる反省を求めますと共に、政府の具体的な解決の方針及びその時期等を承わりたいのであります。エーミス労働局長は増田長官の言明の直後に、最後の段階まで迫込まないうちに政府は国内的法的機關を広く利用して争議解決のために努力をすべきであると、政府に戒めておられる筈であります。

それから特に通産大臣に伺いたいことは、今度の電産の調停案は、中央労働委員会がその見解を発表いたしておられますように、電氣事業が過去一箇年間々々として経営の合理化をやりました結果、今度の調停案の突進に對しては、経済の三原則或いは経済の九原則の枠の中で十分に実行し得るものであるといふことが述べられておるのであります。通産大臣はあの調停案の内容について中央労働委員会の見解と全く同じくせられるかどうか、これを伺いたないのであります。次に、若しそういう工合に中央労働委員会の見解と全く同じような見解をとられるとしますならば、従来電産の経営は私企業でありますけれども、強い國家の統制によりましてなかつたか、思うように運営ができなかつたのであります。曾ての電産争議の解決のいつの場合を見ましても、常にその解決を遅らせたのは政府であつた筈であります。従つてこの経済の三原則、経済の九原則が日本の労働條件の改善にいろ／＼と問題になつておる点でありますけれども、この枠の中で十分にやり得ると中央労働委員会が申しておられますから、若し今度のこの中央労働委員会の線は是認されましたならば、政府はこの線に沿

御質問にお答え申し上げます。

私は所管大臣といたしまして、本問題が円満にして早期に解決するよう熱望し又努力いたしておるのであります。中労委の裁定についてどういふ考えかという御質問でありまするが、私は経済三原則の点から考えまして、ペー
ス八千五百円にいたしますことはなかなか困難ではないかと思つておるのであります。併し会社におきましてできるだけ経済状況をよくし、三原則の範囲内におきまして職員の待遇改善に努力しなければならぬと考へております。その他の点につきましては労働大臣よりお答えした通りであります。

尙この機会に油井議員の先般の御質問にお答えを申し上げます。
政府の経済政策は統制を急激に外して自由経済に行つた、そこで價格体系が混乱し、そのしわが中小企業に寄つておる、この際政府は有効需要の喚起に努めてはどうか、かういふ御質問であつたと思つております。統制経済が国民経済の発展に非常に支障を来たしておりますので、我々はこれをできるだけ早い機会に外して自由に持つて行こう、而もそれにはやはり生産その他との関係がありますので、円滑に移り変ること自然考へなければならぬのであります。この意味において我々は徐々に統制を外しておるのであります。今油井議員の言われました非常な價格体系を混乱するというのは、大体において混乱してないと思つております。併し特に繊維品につきましてその懸念があるのであります。私は、繊維品が急激に下落いたしましたのは、政府の輸出増産を急激に出した結果によるの

でありまして、この点につきましまして、できるだけ市場の様子を見ながら出すようにいたしますし、又金融の点につきましても、できるだけ投資その他の起らないように金融の途を付けつつあるのであります。

次に飢餓議員のストロブトマイシンの補助金についての御質問でございますが、政府は今年度補助金を六億三千万円を出しておるのであります。かゝりいたしますと、大体において二十五年度末におきましては、外国品と大差のない、外国品と殆んど同額の價格で生産できると思つております。尙そ
ういふ場合に、それが遅れまして、外国品よりもやはり依然として高く付くという場合におきましては、今年同様補助金を出すに否かでないのであります。尙、設備資金につきましては政府より直接に金を出すことはできませんが、銀行その他から金融を付ける考えでおるのであります。

尙、木下議員の御質問の、国鉄裁定についての予算上或いは資金上、可能、不可能の問題は、法規裁量か自由裁量かという御質問であります。私は自由裁量と考へておるのであります。併し自由裁量と申しましたも、大蔵大臣といたしましては、財政法、会計法の精神に則つて判断するのであります。(拍手)

〔森下政一君発言の許可を求め〕

○議長(佐藤内閣武官) 森下政一君。

○森下政一君 本員はこの際、三月労働攻勢に対する政府の対策に関して緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○鈴木直人君 只今の森下君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤内閣武官) 森下君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤内閣武官) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。森下政一君。

〔森下政一君登壇、拍手〕

○森下政一君 かねて噂され国民一般に憂慮されておりましたわゆる三月労働攻勢の火蓋が切られまして、いよいよ深刻な様相を呈せんといたしておりますことは、誠に御同様遺憾に堪えないと存じます。

去る七日に全鐵連の無期限スト突入を皮切りといたしまして、同じ日に海員組合は二時間の船内作業の停止を行いました。統一して八日には、一月以降賃金問題をめぐる経営者側との交渉の決裂状態にありました炭労が全国一齊に七十二時間ストに突入り、昨日には、民間労組の主勢力ともいへべき電産労組が大口、小口電力並びに官庁電力の停電ストに入りました。更に今朝の新聞によりますれば、炭労は今日もストを継続し、全鐵連は今日から主要工場の熔鉱炉の火を落すように指令したと伝えられております。これに呼応する官業労組では、三日から全通が違法闘争を実施し、日教組、国鉄もこれに同調し、全車売が一齊限陽の合法闘争を強化するに至つております。恐らく勢いの赴くところは、ただこの範圍に止まることなく、更に全国的に拡大されることと憂慮されるのであります。全国的に波及して物情騒然たる様相を呈するに至るのではないかと、かように察せられるの

であります。而もその被害の及ぶところがひとり政府に止まらない、その被害の及ぶところがひとり大資本にのみ止まらない、その被害の及ぶところがひとり大企業にのみ限定されるのでなくして、一般大衆がこれによつて蒙る迷惑の極めて甚大なるものがあることに思いをいたしますならば、政府はもとより拱手傍観するを許されぬことでありまして、かかる情勢を惹起するに至つたことそれ自体に對しても、私は政府の政治的責任を問いたいと思ふのであります。吉田総理は先刻御列席になつておりましたが、御気分が悪くて御退席になつたそうで、この政府の、かかる状態が惹起し又誘致されんとしつとあることに対する政府の政治的責任、この点に對しては、総理に代つて増田官房長官からお答えを頂きたいと、かように存じます。

私は、かような事態に直面いたしました政府といたしましては、みずから挺身して民間労組の争議の斡旋に努める、否、民間労組の円満なる争議の妥結を図るために努力をするところがなければならぬ、官業労組の攻勢に對してはみずから反省して早急にその解決を図るべきである、かように考へるのであります。従ひまして拱手傍観を許されない政府といたしましては、先ずかくのごとき、全国的にあらゆる民間労組から争議行為が行われんとしつとあるこの情勢に對して、その原因がいずかにあるかということ、みずから反省して究明するところがなければならぬ、同時に又官業労組の今日の合法闘争に對しても、なぜかくのごとく好ましからざる事態を惹起する

に至つたか、その原因につきましまして政府みずから反省するところがなければならぬと、かように考へるのであります。政府は果して然らばその原因を何と今日認識しておいでになるか。私見を以てしますれば、私は今日のかかる憂うべき三月労働攻勢が火蓋を切るに至り、而も容易ならぬ情勢を誘致せんとしておられますところの根本の原因が、一にかかつて二十四年度の超均衡予算の実施、この予算実施後今日までに至りました実績に徴しまして、この均衡予算の実施が一つの原因であり、更に新年度予算へ一貫して持越されたドッジ方式強化にある、勤労大衆の生活への重圧の結果がこれを今日に追込んだと考へるのであります。二十四年度予算実施後、今日までに勤労大衆にもたらしたものは一休何であつたか。重税の負担と、勤労強化と、首切りにさいなまれて耐乏生活でありました。即ちインフレ抑制を目的として、あらゆる購買力を税の形によつて政府は吸収し、吸上げた。長期金融の裏付けのない企業合理化を要請いたしましたして、各企業はよんどころなく企業を合理化せざるを得なくなつたのであります。而もその企業合理化が最も好ましからざる形において、方式において、峻厳に行われました結果、労働は強化され、更に人員整理の余儀ないところ追込んで行つた。成る程超均衡予算の実施によりまして通貨は抑制されたのであります。それは我が国経済が本當に健全化された結果の現象ではなくして、外部的な圧力によるものであつたといふことは極めて明瞭な

のであります。そのことは、今日尙ほ賃金が增大しており、金詰りが深刻であり、顕著なるデフレ傾向が今日も尙ほ現われておるといふ事実を照らしまして、極めて明瞭であると言ふことができて、極度の明瞭であります。一般世間の様相を眺めて見ましても、現に何一つの売行の増大するものはない。不渡手形は街に氾濫して居る。中小企業の倒産が相次いで起つて居る。失業者が多きを加えつつある。これらの現象は、只今申しましたごとく、二十四年度以来一貫して政府が堅持しております超均衡予算、いわゆるドッジ方式が必然的に招いたところの結果である、かように考へるのであります。

新年度予算におきましてもインフレ恐怖症の拂拭されない超均衡予算が組まれておるのであります。インフレは克服されても金詰りは緩和されない、ますくデフレ的な傾向に陥る、お光真暗の経済情勢に対する失望と、今年度年度末に際しての徴税強化のために、資金的に弱い中小企業はこれに到底堪へることができなくして、損をすることを承知の上で手持商品の投売をしておるといふのが今日の有様である。より一層この後には恐らく中小企業の倒産が続いて起るであらうましようし、より一層失業者が街頭に溢れるのではないかとことを憂へるのであります。政府は国税の軽減を吹聴されて、この国税の軽減によつてよく勤労大衆の生活の苦痛を吸収される、かように宣伝されるのであります。けれども、一方地方税の増徴を脱み合して考へて見ましたならば、勤労大衆の生活苦といふものは到底国税の減

税だけでは吸収されない。そこで、その必然的な結果をいたしまして、必然的な要求をいたしまして、民間労組におきましては賃上げの要求が起つて参つたのであります。畢竟政府はその財政経済政策の結果に對しまして責任を痛感しなければならぬ、かように私は思ふのであります。

池田大蔵大臣が口癖のように、我が国の経済を再建する、安定せしめる、而して西期的な予算であると言はれるところの本年度並びに新年度の予算、確かにインフレは先刻も申しましたようにいさゝかな圧力によつて収束されるに違ひない。克服されておる。併しなから残念ながら、このいさゝかな特質を譲えておられる予算を一つ引繰り返して裏から覗いて見ますならば、そこには中小企業の犠牲が拂われておる。勤労大衆の苦痛が秘められておる。公務員が大きな犠牲を強いられておる。これらの犠牲において今日現内閣の経済政策が行われんとしておるのであります。若しこれらの犠牲者に対して政府が積極的の予め用意するところを新らしい予算の中に組んでおるならば、恐らく今日の事態を惹起することなしに済んだであらうと考へるのであります。

官業労組に對しましては、公務員の給與ベース引上げに頑強に政府は反對して居る。人事院の勧告に對しましては、一向これを顧みることなくして退けてしまつて居る。即ち人事院の勧告を擧げることなくして顧みない。ただ一方的に公務員に對して犠牲を強いて居る。先頃の国鉄裁定に對しましては、公企労法の精神を一方的に歪曲し

て解釈いたしました。独自の解釈を押し付けて居る。今日の事態は正にかくのごとくにして惹起されたものと思ふのであります。一昨年来実施されて参りましたところの多くの労働関係法規、或いは労働法であるとか、或いは公務員法であるとか、或いは公企労法であるとかといふものは、今日のような事態を惹起することなしに、これを未然に防止して、事を円満に解決するための一つの体制を整へるための法規であつたと考へられるのであります。折角の法の精神を蹂躪して、人事院の勧告を顧みない。これでは人事院の存在意義といふものを疑はざるを得ないことにならう。仲裁裁定に對しまして、政府は法の精神を我々から見れば歪曲した解釈をなして居る。若し政府が今解釈しておるような解釈が妥当であるとしてならば、将来ともに衆議院に過半数を占める政府は、常に思ひまゝに仲裁裁定を蹂躪することができるのであります。これでは公企労法の精神といふものは、何故に仲裁裁定といふものを認めるに至つたか、裁定委員会を認めておるか、疑いなきを得ないことにならぬのであります。こうした無理な政府の一方的な解釈或いは態度が今日官業労組の合法的な闘争を、違法闘争を惹起するに至つたと、かように考へるのであります。私は、言ふまでもないことではあります。各労組の要請といふものは、盡くこれ経済問題である。経済的な要請である。その争議行為も経済的要求を貫徹するための一つの合法手段としての闘争に外ならぬのであります。而もその由つて来たるところ

が、若し私の解釈のごとく政府の財政経済政策にその大部分があるんだといふ、これを強行するために犠牲を強いられて居る階層が到底苦痛に堪えられなくして加えつつある反響が今日の様相を惹起して居るのだといふことを反省されますれば、政府は過激な或いは先程来たこの壇上で示されて居るような、強硬な、弾圧的な態度を以てこれに臨むということではなくして、本當に赤誠を披瀝して円満な解決のために努力すべきである。まずから反省して謙虚な気持ちでこれらに對して妥結の途を講じなければならぬと思ふのであります。今日の新聞の報するところによりますると、昨日官房長官、大蔵大臣、労働大臣が協議されて、今後国会共同委員と交渉しないといふふうなことをお決めになつたやうであります。これは当面の、恐らく政府から考へれば煩わしいと思はれる事態を一応回避することには役立つことと思ひますが、問題の根本的な解決は到底これによつては達成されない。むしろ労組側を刺戟いたしました。より一層憂慮すべき事態が発生するのではないかと、このことを慮るのであります。一体政府はかかる事態に直面いたしましたして何の解決策を持つておられるか、如何なる労働対策を持つておられるか、お伺ひいたしたいと思ふのであります。(拍手)

(國務大臣鈴木正文君登壇、拍手)
○國務大臣(鈴木正文君) 只今の御質問の中心的な御趣旨でありました点、つまり財政経済政策が一切の根源である、こういうことに對するお答えは大蔵大臣からいたすと思ひますけれども

も、日本の経済を安定して、全体として国民生活を安定し、引上げて行くために、いわゆるドッジ予算を中心とした均衡予算の意味といふことにつきましては、もうあらゆる機会に政府全体としていたしまして委曲を盡して御説明申し上げて来たところでありまして、改めて御説明申し上げる余地はないと思ひます。(そんなことはない)と呼ぶ者あり)今日におきましても、政府はこの線において日本の復興を完成するという決意と方向とは毫も變つておらないと思ひます。又一般的な労働政勢といふものです。労働界の事情、これは官業方面、或いは一般民間、たゞ同時に現われて来ておりますけれども、それ、性格は異なつて居るのであります。一一般民間の労働争議自体につきましては先程電産の例を申し上げた通りでありまして、その合法的で而も妥當な要求といふものに對しましては、労働関係の諸法規の手續によつて、そうして妥當な解決を図つて行く。電産については先程申し上げましたような推移を辿つて居ります。例えば金風館山等につきましても同じような方途の下に次の交渉が開始されるものと期待して居ります。一つ一つの事態に對しまして、慌てずに、而も誠意を盡して、一つのファクターに對しまして民間の問題は片付けて行くといふことが、平凡にして最も可能な力強い解決方法であると思ひます。(笑聲)同時に官業の方面につきましては、すでに公務員の関係或いは仲裁に對する政府のなし得る可能な範囲等、これらはいさゝか十分に委曲を

盡して申上げた通りでありまして、不可能なることにつきましては飽くまで不可能で、できないのでありますけれども、可能な面につきましては、政府は予算の範囲内において誠意を盡してその充実に努めて行きたいと考えておる次第であります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) 日本の経済を安定し国民生活を上昇するためには、やはりインフレを収束せしめて産業の復興を図らなければならぬのであります。この意味におきまして私は昨年来均衡予算で進んでおるのであります。何分にも長いインフレに慣らされました国民には、安定への道はなかなか困難なのであります。これは中小企業者のみならず、労働関係者或いは農家の方々も皆同様の犠牲を拂わなければならぬのであります。私はその犠牲ができるだけ少く而もできるだけ早く安定せしむるよう努力いたしておる次第なのであります。(拍手)「解決策は何も言わんじやないか」と呼ぶ者あり)

〔國務大臣増田甲子七君登壇、拍手〕
○國務大臣(増田甲子七君) 森下さんが三月労働政勢その他についての総理大臣の所見なり、或いは心構え、態度等について、不肖官房長官に代つて答弁をしろというお許しが出ましたから、憚越ながら総理大臣に代つて答弁いたします。

政府といたしましては、原則的に森下議員と全然所見を一にいたしておりません。即ちこれらの各種の労働争議を政府から挺身して円満なる妥結に

到達せしむるよう努力すべきではないかという点については、全然同感でございます。でございますから、従来から関係各大臣がそれ(労働大臣或いは産業大臣)において各種単産と折衝し、又使用者側とも鋭意折衝いたしまして、円満なる解決を図りたい、又図つて貰つておる次第でございますから、その点何とぞ御了承願いたいと思ひます。要するに政府といたしましては、労働条件のでき得る限りの維持若しくは改善につきましては、殊に物価の低落というよりな、こういう或いは多少不況というよりなこの情勢におきましては、労働条件の低下を防ぎ、最低賃金なりその他労働条件は必ず維持いたしまして、労働者諸君の保護を図つて行くというこの見地に力を入れるべきものであると、こう心得ております。

それから国会共闘委に対しまして、官房長官或いは政府といたしまして將來どういふ態度で行くかということについで森下さんの御質問がございまして、この機会に一言申添えさせていただきます。私共はもとより全官公の諸君或いは各種単産の労働組合の諸君とは極めて直接接しすべきものであると、こう考えておりますから、その趣旨を先ず申上げ、而して国会共闘委というよりな、労働法上の団体交渉権なり或いはその他の諸権利があるかどうか疑わしいものに対しましては、一応他の各種単産労働組合なり全官公なりの諸君と我々は接しを重ねなければならぬのであるから、第二段にして頂きたい、こういうふうな言つておるのであります、もとより全官公なり或いは単

産、即ち労働法上或いは公務員法上の団体交渉権を持つておる諸君とは、喜んで各産業大臣或いは労働大臣は接しを図り、これからも交渉を続けるつもりでございます。全官公等の諸君とは、場合によつては私もみずから喜んで時間の許す限り將來とも交渉なり接しを続けるつもりでございますから、その点どうぞ御了解願いたいと存する次第でございます。(解決策は持つてない)と呼ぶ者あり)

〔油井賢太郎君発言の許可を求む〕
○議長(佐藤尚武君) 油井賢太郎君。
○油井賢太郎君 本員は、一昨日の物価安定対策に関する本員の緊急質問に對してなされた先程の池田大臣、鈴木労働大臣の答弁に關し、簡單な緊急質問を行うの動議を提出いたしました。

○栗山夏夫君 本員は只今の油井君の動議に賛成をいたします。
○議長(佐藤尚武君) 油井君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。よつて油井君の発言を許可いたします。油井賢太郎君。

〔油井賢太郎君登壇〕
○油井賢太郎君 先程鈴木労働大臣が一昨日の私の質問に對したされた回答は、ピントが狂つておるのであります。私は、最近のようになこの経済情勢によつて大分破産者や或いは失業者と云うようなものが多くなる、こういう点は今まで内閣或いは現政府において勘案なされておつたかどうか、若し勘案なされておつたならば、予算等の措

置においてもそういうことを織込んでおやりになつたかどうか、そういう点をお聞きいたしておるのであります。これに對して大臣の御答弁を更に煩わしいと思ひます。

向、池田大臣に對しまして、御答弁の中にあるインフレ政策を是正する、或いは金融措置によつてこれを解決するといふような、それだけのお話のようではありますが、現在の経済事情といふものは、ひとり機械製品のみならず、他の産業にも機械製品の暴落が動機となつて波及するやうな状況になつております。金融機関だけが一つの措置をとつても、中小企業者に或る程度の金融をいたしまして、原料代にもならないやうな製品を作つて売出さなくてはならないといふ現在の状態を、どうして金融だけの面でも解決ができるかどうか。而も輸出産業等におきましては、御承知のように、海外筋においては日本の暴落を見て買控えをされている、こういう点についてどういふ解決策をおとりになるのかという点。更に又、大蔵大臣といたしましては、三兆二千億圓といふものが計上されておる。物価を低落させるという現政府の意図であつて、而もその低落が現政府の方途に從つて実現しつゝある、そういう際に国民所得が去年よりも増えるといふやうなことが實際にあるかどうかといふことを、大臣はどうお考えになつておるか。予算の組替をささへも今後図らなくてはならない事態が現出するのではないか。こういう点について国民にはつきりと現政府のやり方を明示して頂きたいのであります。

もう一つ最後に、物価が下ることには對しては、現政府は成程放漫政策で對して、統制を外すといふやうなことで、併しながら下つたら統制は外し、或いは下つてくるものに對しては何ら対策を講じないといふやうなことは、結局何らかの機会に上ることがある、暴騰することがある、現在二分の一にも三分の一にもなつておるものがあります。そういうものにお對して何らの方策も示されないで、又場合によつてあへんに二倍にも三倍にもなつた場合に、現政府はどういふやうな対策をおとりになるか、こういう点について大臣の御答弁をお願いいたします。

〔國務大臣鈴木正文君登壇〕
○國務大臣(鈴木正文君) 油井さんの只今の御質問は二つに分れておるやうに思ひます。失業対策、失業者といふやうなものが出て来る、どん／＼殖えて来る傾向にある、それに対して予算的な措置をどういふふうにして二十五年度予算でとつてあるかという御質問のやうに思ひますが、一つは言つてもなく、失業が出る以前、只今も質疑応答の中にありましたように、政策を進行して、そうしてできるだけ失業者を吸収して行くと同時に、出さないやうな手段をとるといふ、基本的な産業政策の問題であり、それに対する御質問は、むしろそれよりも、それにしても配置転換その他で……この段階においては或る程度の職職者といふものは予想される、それが二十五年度予算でどういふやうな措置がとつてあるかといふことをお聞きになつたと存じます

が、そうでありましたならば、これはいわゆる広義の失業対策費及びそれが予算に対する裏付けという意味になるわけだと思ひます。これらにつきましてはすでに委員会その他でしばしばお答えして来た通りでありますけれども、極く総括的に申し上げますならば、いわゆる狭い意味の失業対策費というものは約八十億四角から二十五年度予算の中に盛り込まれておる。併しこれは極く狭い意味の失業対策費で政府は従来からそうでありましたけれども、こういう戦後の大きな転換期における失業問題には、配置転換とか、或いは公共事業費とか、或いは見返資金とか、そういったもの全体が失業対策の経費であり、更に推し進めて行きますならば、政府の財政経済政策全体が雇用を増加して行くという面において広い意味の失業対策というものの性質を持つていておるかと考えておるわけでございませう。それらを全部総合いたしますると、過日も申し上げましたように、狭い意味の失業対策、或いは失業保険、或いは見返資金、或いは公共事業等を通じて、昭和二十五年年度におきましては約二百万人以上に亘るところの吸収の計画が實際的に予算の中に盛り込まれておりますということをお答え申し上げます。

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

統制経済の下におきましては、いわゆる売手市場で、売る人が市場価格を決めるのであります。自由経済に移行いたしますと、これが買手市場になつて来るのであります。こういう転換

期におきまして、或る商品が非常な暴落をすることはあり得るのであります。殊に今まで闇物資として非常に高かつたものが急激に下がることは、これは予想されるのであります。私としては、できるだけ金銀の道を付けて売り焦りをしないようにすることが一番解決策としてよいことと考えておるものであります。従いましてできるだけ金の融通を付けておきます。(金融だけで解決は付かぬ)と呼ぶ者あり) そうして又片一方におきましては、需要者の方に、それを直接需要を殖やす必要があると思ひます。従いまして私といたしましては、昭和二十四年度の予算よりも二十五年は非常に直接需要を多くする方法で行つておるのであります。私は早晩こういう転換期のごたくは解決するものと考えております。尙二十五年年度の国民所得を三兆二千億と計算せられております。これは物価は大體横這いの計算で、而も生産が殖える關係上、昨年よりも六多の上昇と見ておるのであります。で特殊の品物が一時の現象として下つたからといって、国民所得に何も影響はないと私は考えております。(認識不足だ)と呼ぶ者あり) 又急に下つたものが上つた場合にどうするか、二倍にも三倍にも上つた場合にどうするかという仮定の御質問でございませうが、そういう場合には上つた品物が何であるかによつて考えなければならぬと思ひます。どの品物がどうなつたかということによつて、そのときの経済情勢によつて措置すべき問題だと考えております。(拍手)

○議員(佐藤尚武君) この際、日程第七より第十までの請願及び日程第十一の陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により第三十一号末尾に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 議題となつております請願及び陳情について内閣委員会の審査の経過並びに結果を申し上げます。この請願及び陳情はいずれも恩給法の改正又はその施行の適切なことを要求するものであります。委員会におきましては全会一致、請願者の切実な要請を尤も認めまして、これを議院において議決して内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず恩給法の改正並びに恩給支拂促進に関する請願であります。これは退職者にとつては恩給は唯一の生活更生資金であるが、従来から恩給の支給額の決定及びその支給は相当遅延するのが例である、でありますからどうか恩給の支給期間をはつきりして、そして恩給制度の円滑な運営を図り、又恩給金額の大幅の増額を希望して、恩給法の改正を行なつて欲しい、そして同時に恩給支給が遅れないように促進して欲しいという請願であります。それからその次は請願と陳情と両方出ております。これは最も多数から提出されたものであります。愛宕石者の数は二万四千五百五十八名となつてお

ります。総体の受給者が十七、八万あるに對しまして二万四千五百人の提出者を見ておるのであります。要点は、第三回国会において恩給法臨時特例が改正せられまして、恩給の増額が実施せられたのであるが、困窮の度を加えておる恩給受給者の生活を保障するため、国家公務員に對する賃金ベースを更改せられる度ごとに、現受給者の受額もこれと並行して更改するよう法的措置をとつて貰いたい、又恩給法の不均衡を是正されて、受給者の生活の維持に必要な額を支給せられるように措置せられたいというのであります。この請願は昨年の十一月二十五日以内閣委員会から報告いたしました、本院においてこれを内閣に送付すべきものと決定せられた請願と内容が同一でありますから、詳しくは申し上げますが、戦後賃金ベースがしばしば変更されまして、その度ごとに相当な増額を見てもおつたのであります。恩給を受けておる人々にとりましては、その賃金ベースの増額が恩給の方に響かないのであります。従いまして物価体系の極めて急激な変動のときにおいて、この最も生活上困難な境遇にある人の収入がこれに伴わないということ、非常な悲惨な状態に陥つておつたのであります。それを一昨年の七月に恩給法臨時特例の制定によりまして、初めて三千七百九十一円ベースに合うように算定することになつたので、やつと恩を付いたのであります。今度昨年の暮に又更に六千三百七円ベースに給與が上つた、ところがその上つたの對して何ら恩典に浴することができない、こういう実情であつて、恩給を受けてい

る者の生活は実に憐れむべきことであるので、委員会におきましては、それらの点につきまして政府に對して質問をいたしました。それらに對して政府は、今国会において恩給法の臨時特例改正の法律案を出す、それから又予算においてもその措置がとつてあるということの言明を得たのでありますから、これを速かに内閣に送付いたしました、その立法の内容を充実にするために、これを議決した次第であります。そうしてその場合におきましてどうなるかと申しますれば、恩給の新しい法律の適用時期は今年の一月一日から適用するということ、それからその支拂の時期につきましては、できるだけ早く事務上の手段をとるのであります。けれども七月一日まで支拂うことになるであらう、というのは、受給者の数が非常に多いし、又これを取扱う者の数を殖やすことができないから、晝夜兼行でやりましたも、そのくらいの時期は止むを得ないであらうということになります。予算面に申し上げます、大體昨年度の恩給額が三十三億四千万円、それを今年度は二十二億八千四百万円殖やしまして五十六億二千六百万円というものが予算案にすでに計上してあるのであります。それから、これを支出いたしました、そして増額の恩典に浴するようにしよ、こういうことになつておる次第であります。

それから次に恩給一時金即時支給に関する請願、これは政府は官公署関係労働者を整理したまま失業対策は全く等閑に付しておる、而も整理後四ヶ月を経過しているに拘わらず、当然支

拂わねば、恩給一時金がまだ支拂われていないのであるからして、速かにこれを拂つて呉れ、こういふ請願であります。これも又さういふ事実があれば極めて適切なことであると認めたのであります。

最後に傷病者の恩給増額等に関する請願、これは戦争の犠牲者であるところの傷病者の保障は、現在僅かに最高年額二千余円を支給されているのに過ぎない、これらの人々の困窮している状況は年と共に深刻の度を加えている、取りわけ治療を要する患者は僅かな恩給を受けているために却つて医療保護が得られないというよりな悲惨な状況にある、であるから傷病者の恩給の増額、それから恩給受給者の医療保護規定の設定等の措置を至急とつて欲しい、こういふ請願であります。御承知のごとく軍人恩給法はすでに廃止せられておるのであります、昭和二十一年二月のポツダム勅令の六十八号によつて、これに対して増加恩給を支給する規定があるのであります。併しその内容を法律に照して調べて見ますると、まだ今日の実情においては、つと増加しなければならぬということが極めて明瞭であるのであります。戦争によつて傷病を蒙つた人々が助けなくこの僅かな恩給によつて療養をするといふことは甚だ同情に堪えないのであります、請願の趣旨は尤もであると考へたのであります。

かような理由を以ちまして、それらの請願はこれを参議院の議を経て内閣に送付すべきものと全会一致を以て可決した次第であります。この段御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時五十二分散会

- 本日の会議に付した事件
- 一、突地調査のため議員派遣の件
 - 一、日程第一 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案
 - 一、日程第二 帝國石油株式会社法を廃止する法律案
 - 一、日程第三 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、電気試験所兼本支所設置に関し承認を求めんるの件
 - 一、日程第四 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に関し承認を求めんるの件
 - 一、日程第五 文部省設置法の一部を改正する法律案
 - 一、日程第六 日本国憲法第八條の規定による議決案
 - 一、電産争議とゼネスト問題に関する緊急質問
 - 一、三月労働攻勢に対する政府の対応

策に関する緊急質問

一、物価安定対策についての國務大臣の答弁に関する緊急質問

一、日程第七乃至第十の諸願

一、日程第十一の陳情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君

- 議員
- 赤木 正雄君
 - 阿竹繁次郎君
 - 梅原 眞隆君
 - 大山 安君
 - 岡部 常君
 - 河井 彌八君
 - 楠見 義男君
 - 西郷吉之助君
 - 新谷眞三郎君
 - 玉置吉之丞君
 - 徳川 宗敬君
 - 藤野 繁雄君
 - 町村 敬貴君
 - 山崎 恒君
 - 濱田 寅藏君
 - 市来 乙香君
 - 尾崎 行雄君
 - 加賀 操君
 - 鎌田 逸郎君
 - 小宮山常吉君
 - 中山 壽彦君
 - 竹下 豊次君
 - 野田 俊作君
 - 久松 定武君
 - 水久保基作君
 - 三島 通福君
 - 村上 義一君
 - 小野 光洋君
 - 赤澤 與仁君
 - 飯田精太郎君
 - 江原 哲翁君
 - 奥 むめお君
 - 岡本 愛爾君
 - 木下 辰雄君
 - 來馬 琢道君
 - 島村 軍次君
 - 高橋龍太郎君
 - 寺尾 博君
 - 藤井 丙午君
 - 堀越 儀郎君
 - 松井 道夫君
 - 山本 勇造君
 - 小川 友三君
 - 井上なつゑ君
 - 小野 哲君
 - 柏木 康治君
 - 小杉 イ子君
 - 植竹 春彦君
 - 鈴木 直人君
 - 小林 英三君
 - 波多野林一君
 - 玉置 喜章君
 - 一松 政二君
 - 宮城タマヨ君
 - 田口政五郎君
 - 伊能君

島津 忠彦君
池田宇右衛門君
中川 以良君
遠山 丙市君
小林米三郎君
岡崎 眞一君
大島 定吉君
平沼彌太郎君
小杉 繁安君
松野 喜内君
池田七郎兵衛君
藤井 新一君
平岡 市三君
伊東 隆治君
左藤 義詮君
中井 光次君
小串 清一君
林屋龜次郎君
大隈 信幸君
木内キヤウ君
高橋 啓君
安達 良助君
木内 四郎君
石川 一衛君
村尾 重雄君
境野 清雄君
紅露 みつ君
岩崎正三郎君
石川 準吉君
浅井 一郎君
吉川末次郎君
稻垣平太郎君
内村 清次君
河野 正夫君
板野 勝次君
水橋 藤作君
木村權八郎君
姫井 伊介君

岩本 月洲君
横尾 龍君
寺尾 豊君
城 義臣君
堀 末治君
西川基五郎君
黒田 英雄君
柴田 政次君
石原幹市郎君
黒川 武雄君
入交 太藏君
深水 六郎君
田方 進君
藤森 眞治君
小林 勝馬君
廣瀬與兵衛君
山田 佐一君
門屋 盛一君
油井賢太郎君
深川タマエ君
星 一君
藤枝 昭信君
谷口彌三郎君
田中 利勝君
塚本 重藏君
岩木 哲夫君
前之園喜一郎君
山田 節男君
鈴木 順一君
岡田 宗司君
羽生 三七君
鬼丸 義賢君
栗山 良夫君
山下 義信君
岩間 正男君
千葉 信君
堀 眞琴君
金子 洋文君

カニエ邦彦君
大野 幸一君
藤田 芳雄君
青山 正一君
丹羽 五郎君
中村 正雄君
梅津 錦一君
三好 始君
木下 源吉君
胸井 藤平君
岩男 仁藏君
岡村文四郎君

小泉 秀吉君
千田 正君
伊藤 修君
森下 政一君
川上 嘉君
原 虎一君
若木 勝藏君
三木 治朗君
門田 定藏君
小川 久義君
鈴木 憲一君

内閣総理大臣 吉田 茂君
外務大臣 池田 勇人君
法務総裁 殖田 俊吉君
大蔵大臣 池田 勇人君
通商産業大臣 池田 勇人君
文部大臣 高瀬莊太郎君
厚生大臣 林 讓治君
郵政大臣 小澤佐重喜君
電気通信大臣 小澤佐重喜君
労働大臣 鈴木 正文君
国務大臣 増田甲子七君

政府委員 (労働局長) 賀來才二郎君
労働事務官 賀來才二郎君

〔第二十二号参照〕
審査報告書
副理事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年二月二十八日
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名

齋 武雄 宮城タマヨ
深川タマエ 松井 道夫
鬼丸 義齋 松村眞一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

副検事の任命資格は檢察庁法の定めるところであるが、有資格者が少なく、定員を充たすに困難であつたため、第一回国会において一年間を限り、その任命資格に特例を設けることにした。その後第三回国会においてこの期間を二年に改めたのであるが、昭和二十四年十二月十六日その期間が終了した。しかしこの特例によらなければ副検事の充員は困難な実情にあるので、本法案により更に一ヶ年特例を認めることにしたもので、やむを得ない措置である。

一、事件の利害得失

檢察陣の強化によつて犯罪を防止する上に多大の利益がある。

一、費用

本法案の施行によつて別段の費用を要しない。

審査報告書

農産種苗法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年二月二十八日

農林委員長 楠見 義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

藤野 繁雄 加賀 操
門田 定蔵 柴田 政次
石川 準吉 徳川 宗敬
深水 六郎 北村 一男
羽生 三七 池田宇右衛門

第三條の改正規定の前に次のように加える。

第一條の次に次の一條を加える。

第一條の二 この法律において、相

続人は二人以上あるときは、相

続人が二人以上あるときは、相

添附し又は品種の保証表示をなす

べき種苗の範囲を販売種苗の一部

に限定し、例えば登録を受けた花

類を除外すること等を可能ならし

めること、(イ)保証票に記載すべ

き生産地名を従来のごとく市町村

名まで記載する類を避け都道府県

名のみで足りることとする

こと、(ハ)新品種種苗登録の出願及び登

録に際し、妥当な手数料を新たに

徴すること、を内容とするもので

その趣旨はいずれも現状において

は止むを得ないと認められる。た

だ現行法においても不備と認めら

れる点があつたので、今回の改正

を機会に修正を加えることとし委

員会は全会一致をもつて本改正法

律案は修正可決すべきものと決定

した。

二、事件の利害得失

販売種苗と保証票を添附すべき

種苗の範囲を異にすることは本法

制定の趣旨に鑑み、必ずしも適切

なるものとは考えられないが現在

の検査能力から見ても止むを得ない

ところであり、その他の改正点は

本法の運営合理化のために利する

ところが少なくないと思われる。

三、費用

本法施行のために別に費用を要

しない。

審査報告書

家畜保健衛生所法案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告す

る。

昭和二十五年二月二十八日

農林委員長 楠見 義男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

加賀 操 門田 安蔵
柴田 政次 池田宇右衛門
石川 準吉 徳川 宗敬
深水 六郎 北村 一男
羽生 三七 藤野 繁雄

一、委員会の決定の理由

畜産振興のためには家畜の損耗

防止及び生産率向上施策がその基

本であるが、本法案は全国に概ね

五百ヶ所を予定するところの都道

府県設置にかかる家畜保健衛生

所により、防疫センター、衛生サー

ビス、ステーションの突を挙げ

しめ、もつて畜産振興に資せしめ

ようとする政府の行政計画の法的

裏打をしようとするもので保健所

法と概ねその軌を一にするのみな

らず、畜産振興上有効適切なもの

のと認め委員会は全会一致をもつ

て原案通り可決すべきものと決定

した。

二、事件の利害得失

畜産振興の末端機構として、そ

の運営の適正、民主化が図られる

ならば大なる寄與をなすものと認

められる。

三、費用

昭和二十三年度以降六ヶ年計画

により実施せられており都道府県

に対する政府よりの家畜保健衛生

施設補助に関する昭和二十五年

予算額は三二、八六八、〇〇〇円

である。

審査報告書

一般会計と国立病院特別会計との

間における国有財産の所屬替又は

所屬替の無償整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

である。

審査報告書

国有林野事業特別会計法の一部を

改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告す

る。

昭和二十五年二月二十八日

大蔵委員長 黒田 英雄

代理理事

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高瀬莊太郎 小宮山常吉
川上 嘉 木村禮八郎
伊藤 保平 玉屋 喜章
西川基五郎 平沼彌太郎
來馬 琢道

要領書

一、委員会の決定の理由

従来国有林野事業特別会計に所

属していた林業に関する試験研究

及び調査に関する事項を一般会計

の所屬に移さんとするものであつ

て適切な措置と認める。

一、事件の利害得失

この法律の施行によつて、林業

に関する試験、研究及び調査事務

の処理を円滑ならしめる利益があ

る。

一、費用

この法律の施行に伴い特に費用

を要しない。

審査報告書

一般会計と国立病院特別会計との

間における国有財産の所屬替又は

所屬替の無償整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

である。

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年二月二十八日

大蔵委員長 黒田 英雄
代理理事 藤田 武雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高瀬莊太郎 小宮山常吉
川上 嘉 木村福八郎
伊藤 保平 玉屋 喜章
西川甚五郎 平沼彌太郎
來馬 琢道

要領書

一、委員会の決定の理由

一般会計と国立病院特別会計との間において、医療施設の用に供するため、国有財産の所屬替又は所管換をしようとするときは、国有財産法の規定にかかわらず無償として整理せんとするものであつて適切な処置と認める。

一、事件の利害得失

この法律の施行によつて医療事務の運営を円滑ならしめる利益がある。

一、費用

この法律の施行に伴い特に費用を要しない。

審査報告書

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年二月二十八日

運輸委員長 中山 壽彦
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

飯田精太郎 小泉 秀吉
内村 清次 横尾 龍
早川 慎一 村上 義一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は船運輸送業務が本年度中に終了せず来年度に持越されたので、本法の適用期間を更に一年間延長するとともに、昭和二十四年法律第六号「船舶運営会の船員の給與基準の設定及び船舶運営会の役員に対する特別手当の支給に関する法律」による同会船員の給與体系の新設に伴い退職手当の基準を変更しようとするもので適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

昭和二十五年度における船運輸送船員の退職手当を直接船員に支給せず、退職手当相当額を当該船員の船主とする各船舶所有者に交付し、当該船員と船舶所有者との雇傭関係の消滅した時に支給せしめる利益がある。

三、費用

本法律案の施行に伴い船舶運営会は約二千万円を支出するを要する。

審査報告書

電信電話料金法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年二月二十八日

電気通信委員長 松野 喜内
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林 勝馬 新谷寅三郎
橋本萬石衛門 大島 定吉

要領書

一、委員会の決定の理由

警察事務等の用に供する市外専用電話の現行料金は、その必要経費に比して著しく低いから、これを引上げようとするもので、本案は妥当である。

二、事件の利害得失

電気通信事業の収入と支出の均衡を保たせることに資する利益がある。

三、費用

この法律の施行のために費用を要しない。

定価 一部 六円五十銭

送料 実費

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
印刷 官報課